

城陽市地球温暖化対策実行計画（骨子案）について

1 計画の骨子案について

2～10ページのとおり。

2 今後の策定スケジュールについて

令和4年2月24日

市議会への報告（計画の策定について、  
今後の策定スケジュールの報告）

6月

市議会への報告（骨子案の報告）

7月

アンケートの実施

7月～11月

城陽市環境審議会へのアンケート結果  
の報告、諮問・審議・答申

12月

市議会への報告（アンケート結果と原  
案の報告）

12月

原案に対するパブリックコメントの実  
施

令和5年2月～3月

市議会への報告（パブリックコメント  
結果と最終案の報告）

3月

計画策定



# 城陽市地球温暖化対策実行計画

(骨子案)

令和4年(2022年)6月

城 陽 市

## 目次

はじめに.....	5
第1部 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）.....	6
第1章 地球温暖化対策をめぐる背景.....	6
1.1 地球温暖化の現状.....	6
1.2 地球温暖化対策に関する近年の動向.....	6
第2章 計画の基本的事項.....	6
2.1 計画の位置づけ.....	6
2.2 計画期間.....	6
2.3 計画の対象.....	6
2.4 対象とする温室効果ガス.....	6
第3章 城陽市の地球温暖化対策.....	7
3.1 地球温暖化対策をめぐる城陽市の概況.....	7
3.2 市民等意見の概要.....	7
3.3 城陽市における地球温暖化対策の取組状況.....	7
3.4 城陽市の温室効果ガス排出量の推移.....	7
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標.....	7
4.1 温室効果ガス排出量の削減目標.....	7
4.2 今後に向けた課題.....	7
第5章 目標達成に向けた取組.....	8
5.1 取組の体系.....	8
5.2 具体的な取組.....	8
第6章 計画の推進体制と進行管理.....	8
6.1 計画の推進体制.....	8
6.2 計画の進行管理.....	8

第2部 第5期城陽市エコプラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	9
第1章 地球温暖化対策をめぐる背景	9
第2章 計画の基本的事項	9
2.1 計画の位置づけ	9
2.2 計画期間	9
2.3 計画の対象	9
2.4 対象とする温室効果ガス	9
第3章 第5期計画に向けて	9
3.1 市の事務事業における温室効果ガス排出状況	9
3.2 市の事務事業における温室効果ガス削減の取組状況と課題	9
第4章 第5期計画に係る温室効果ガスの排出削減目標	10
第5章 目標達成に向けた取組	10
第6章 計画の推進体制と進捗状況の公表	10

## はじめに

「城陽市地球温暖化対策実行計画」は、本市が令和3年11月にゼロカーボンシティに挑戦することを宣言したことを踏まえ、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする高い目標に向けて、今後持続可能なまちづくりに資する取組を総合的かつ積極的に推進するため、市域の温室効果ガス排出抑制施策等を定める「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、市が市域の一事業者及び消費者の立場から、市の事務・事業による環境負荷の低減を目指す「城陽市エコプラン（城陽市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を一体化した「城陽市地球温暖化対策実行計画」として策定することを示します。

## 第1部 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### 第1章 地球温暖化対策をめぐる背景

#### 1.1 地球温暖化の現状

地球温暖化のしくみ、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「1.5℃特別報告書」及び「第6次評価報告書」に示された地球温暖化に関する最新情報や気象予測等を示します。

#### 1.2 地球温暖化対策に関する近年の動向

国のカーボンニュートラルの方針と、これに基づく「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）及び「地球温暖化対策計画」の改定、地球温暖化対策に関する近年の情勢のほか、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化の理念や、環境問題にも影響を与える近年の社会情勢等を示したうえで、国の「第五次環境基本計画」における将来ビジョンの考え方や京都府の動きを示します。

### 第2章 計画の基本的事項

#### 2.1 計画の位置づけ

国際的な枠組みとの関連、「温対法」、「気候変動適応法」及びこれらに基づく「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」との関連、京都府の条例及び計画との関連、本市の上位・関連計画との関連を示します。

#### 2.2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間であることを示します。また、国の「地球温暖化対策計画」との整合性を図るため、基準年度は平成25年度（2013年度）とすることを示します。

#### 2.3 計画の対象

対象とする範囲は市内全域とし、対象とする分野は、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門及び廃棄物部門とすることを示します。

#### 2.4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「温対法」に定める温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等）のうち、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象とすることを示します。

## 第3章 城陽市の地球温暖化対策

### 3.1 地球温暖化対策をめぐる城陽市の概況

地球温暖化対策の前提条件となる、本市の自然的状況、社会的状況等を整理します。また、上位・関連計画におけるまちづくりの方向性や、本市の環境や経済に変革をもたらすプロジェクト等について示します。

### 3.2 市民等意見の概要

市民・事業所・中学生アンケートの結果を掲載し、市民等の意識や取組状況等について示します。

### 3.3 城陽市における地球温暖化対策の取組状況

現行計画における取組状況と取組評価を示します。

### 3.4 城陽市の温室効果ガス排出量の推移

本市の温室効果ガス排出量の現状と増減要因の分析、2050年カーボンニュートラルに向けた令和9年度（2027年度）の目標設定の考え方等について示します。

## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 4.1 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言したことから、2050年実質ゼロに向けての長期目標ならびに中期目標を示します。

具体的には、中期目標として国の「地球温暖化対策計画」が2030年度46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしていることから、市の目標も少なくとも国と同等となるような目標を示します。

### 4.2 今後に向けた課題

本市の地域特性、市民等の意識、温室効果ガスの排出特性、国等の方向性を踏まえ、削減目標を達成する上での課題を示します。



## 第5章 目標達成に向けた取組

### 5.1 取組の体系

国の「地球温暖化対策計画」、「地域脱炭素ロードマップ」に示された対策内容や、これまでに示した現状と課題を踏まえ、取組の体系を示します。

### 5.2 具体的な取組

5.1で示した取組の体系を基に具体的な取組を示します。  
また、今すぐできる取組と期待される削減効果等を取組例として整理します。

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

### 6.1 計画の推進体制

庁内の推進体制、環境審議会、城陽環境パートナーシップ会議等の各主体の役割等について示します。

### 6.2 計画の進行管理

取組の進捗を評価するための指標を設け、PDCAサイクルにより計画的かつ継続的に進行管理していく方針について示します。

## 第2部 第5期城陽市エコプラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

### 第1章 地球温暖化対策をめぐる背景

地球温暖化の状況や、地球温暖化を巡る国際的な動き、及び国の「政府実行計画」や京都府の取組の動向を示します。

### 第2章 計画の基本的事項

#### 2.1 計画の位置づけ

国際的な枠組みとの関連、「温対法」及び計画との関連、京都府の条例及び計画との関連、本市の上位・関連計画との関連を示します。

#### 2.2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間であることを示します。また、国の「地球温暖化対策計画」との整合性を図るため、基準年度は平成25年度（2013年度）とすることを示します。

#### 2.3 計画の対象

計画の対象範囲は、市が直接管理する施設ならびに法人や民間等に管理運営を委託している施設（指定管理施設等）であることを示します。なお、指定管理施設等については、現行計画と同様に、計画の協力を求めるとともにエネルギー管理を行うことを示します。

#### 2.4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「温対法」に定める温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を対象とすることを示します。

### 第3章 第5期計画に向けて

#### 3.1 市の事務事業における温室効果ガス排出状況

第5期計画策定に向けた課題整理のため、平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）までの温室効果ガス排出量実績を示します。

#### 3.2 市の事務事業における温室効果ガス削減の取組状況と課題

「第4期城陽市エコプラン」の計画期間における温室効果ガス排出量削減の取組と課題を示します。

#### 第4章 第5期計画に係る温室効果ガスの排出削減目標

政府の事務事業に関する温室効果ガス排出削減計画である「政府実行計画」では、2030年度までに50%削減を掲げていることから、市の目標も少なくとも国と同等となるような目標を示します。

#### 第5章 目標達成に向けた取組

設定した目標を達成するための取組について、取組の柱と具体的な内容、ならびに重点取組を示します。

#### 第6章 計画の推進体制と進捗状況の公表

計画の推進体制と進行管理を示します。